

坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金交付要綱

令和5年1月4日

坂井市告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、コロナ禍における原油価格、物価高騰等の影響を受けた障害福祉サービス等事業所（以下「事業所」という。）を運営する法人に対し、光熱費や物価の高騰分相当を支援し、経済的負担軽減を図ることで、障害福祉サービス等を安定的に提供することを目的に交付する坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、坂井市補助金等交付規則（平成18年坂井市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、市税の滞納がないものであって、次のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 令和4年4月1日時点において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、福井県又は坂井市の指定又は委託を受けていること。
- (2) 市内において事業所を設置し、令和4年4月1日から同年12月31日までの間にサービス提供実績があり、交付申請時においてもサービスを提供していること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表第1に掲げるサービス種別ごとの基準単価に基づき、別表第2に掲げる算定式により算出した額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和5年2月28日までに市長に申請するものとする。

- (1) 障害福祉サービス等実利用者数報告書兼補助金額内訳書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及びその額について決定し、坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）又は坂井市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第6条 市長は、前条の規定により、補助金の額について通知したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金の支払いを行っているときは、補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

分類	サービス種別	基準単価	
		利用者割単価	均等割単価
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援事業、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、訪問入浴サービス及び保育所等訪問支援	2,712円	
通所系	生活介護	3,936円	31,756円
	生活介護（共生型、基準該当）		
	自立訓練（生活訓練）		14,760円
	就労移行支援	3,648円	10,032円
	就労継続支援A型		19,882円
	就労継続支援B型		18,820円
	児童発達支援		6,840円
	放課後等デイサービス		10,874円
日中一時支援事業	730円	2,143円	
居住系	施設入所支援（短期入所含む）	4,416円	143,520円
	共同生活援助（短期入所含む）	2,976円	7,305円
	宿泊型自立訓練（短期入所含む）		7,440円

別表第2（第3条関係）

分類	支援金の額の算定式
訪問系	利用者割単価×月の平均利用者数（市外利用者を含む。）
通所系及び居住系	利用者割単価×月の平均利用者数（市外利用者を含む。）＋均等割単価

備考

- 1 月の平均利用者数とは、令和4年4月から同年12月までの各月における実利用者数の合計を9月で除して得た数をいう（小数点第2位以下切捨て。）。
- 2 生活介護を介護保険サービスと一体的に運営している事業所（共生型及び基準該当施設）については、均等割単価を補助金の額から除くものとする。
- 3 通所系及び居住系のサービスにおいて、月の平均利用者数（市外利用者を含む。）が利用定員数を超える場合は、利用定員数を上限とする。